

令和 5年 5月 25日 発行 (No.036)



事務局だより

公益社団法人 四国中央市シルバー人材センター

本部事務所 〒799-0111 四国中央市金生町下分 825 番地 1 Tel.0896-57-0455

西部事務所 〒799-0423 四国中央市具定町 555 番地の 1 Tel.0896-23-5582

**定時総会は、4年ぶりの通常開催
6月9日（金）午後1時30分
しこちゅ～ホールでお待ちしています**

**委任状【ハガキ】提出の場合は
令和5年6月5日（月）までに必着をお願いします**

今年度の定時総会は、しこちゅ～ホールで3年ぶりの通常開催とさせていただきます。

当日参加できない方は「委任状」ハガキの提出を、お願いいたします。

公益法人認定法により、6月末までに総会決議を求められていますので、多くの方の参加により議決されることを、お願いいたします。

◆.....◆
※「議決権行使書」により事前に賛否の表明もできます

「委任状」でなく、事前に賛否の意思表示をされたい方は、事務局に「議決権行使書」を備え置きしておりますので、6月5日（月）までにお申し出ください。

令和5年度「会費」よろしくお願ひします

令和5年度会費について、自動口座引き落としの方は、令和5年4月に引き落としさせていただきました。4月に引き落としのできなかった方、また、未納の方は6月末日までに年会費1,500円の納入を各事務所までお願いいたします。

また、自動口座引き落としを希望される方は、各センター事務所へゆうちょ銀行かJAうまの銀行通帳と届け印をもってお越し下さい。(引落し手数料は、本人負担となります。ご了承ください。)

なお、配分金より差引いて納付を希望される会員は、事務局へ申込をお願いいたします。



スマートフォン何でも相談会 参加者受付中

当センターでは、令和5年度デジタル利用促進事業として「スマートフォン何でも相談会」を月1回実施しております。スマートフォンに関して悩みごとなどなんでも相談に答えますので、是非ご参加ください。

相談時間はお一人(一組)15分間で、先生がマンツーマンでお答えします。

※問い合わせ、申込は、本部事務所又は西部事務所へお願いいたします。

自転車に乗るときはヘルメットの着用を

令和5年4月1日より改正道路交通法が施行されたことにより、自転車に乗る全ての人にヘルメット着用が努力義務とされました。会員の皆さまも就業途上や帰宅時はもちろんですが、普段の生活の上でも自転車に乗る時は自分の命を守るためにもヘルメットを着用するようにしてください。

自転車の事故で死亡した人の7割が、頭部の致命傷によるものです。また、ヘルメットを着用していない場合の死亡率は、着用している場合の約2.3倍になり、頭部を守ることが大変重要ですので、自転車用ヘルメットを着用しましょう。